

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型（ひろば型）」

2 契約の相手方

「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」

（「実施形態」＝「一般型（ひろば型）」、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 随意契約理由

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭と地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。本市では、次代の大阪を担うすべての子どもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、子どもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することをめざし、「子ども・子育て支援計画（第2期）」を策定し、各種子育て支援事業を実施しているところである。

その一環として、本市が実施主体となり、乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備することにより、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

本事業は、「子ども・子育て支援計画（第2期）」により、令和6年度までに138か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設数を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

そのため、令和3年度まで本事業を実施してきた施設のうち59施設（「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧（「一般型（ひろば型）」・「継続特名」参照）」については、令和4年度の事業継続を前提とした公募において選定された事業者であり、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本事業を遂行することができる。

また、令和4年4月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された2施設（「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」（「一般型（ひろば型）」・「公募型プロポーザル」参照）については、これまで子育て支援事業に取り組んできた経験と実績があり、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者であることから、地域の子育て支援機能の充実に寄与することが期待できる。

以上の理由により、上記相手方との契約は特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

子ども青少年局子育て支援部管理課

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

「別紙 地域子育て支援拠点事業委託事業者一覧」

（「実施形態」＝「一般型（センター型）」、「法人名」「法人代表者名」）のとおり

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の実施に加えて、子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等や重点的な支援が必要な家庭の訪問など、関係機関との連携・協力による地域活動支援を実施することを目的とする。

別紙に記載の法人は、事業開始当初から本事業を受託し、実施している実績があり、本事業についてのノウハウを有しており、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本業務を遂行することができるため、特名随意契約を行ってきた。

現行の17施設については、地域の子育て親子のニーズを把握しているとともに、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、本事業を引き続き、17施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与することから、上記相手方との契約は特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人 みおつくし福祉会

3 随意契約理由

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づく「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。

「母子保護の実施」は同法第23条において、「都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。」と規定された施策である。

母子生活支援施設に入所する母子は、他者とのコミュニケーションに課題を抱えている者が多く、母子生活支援施設の退所児童を対象とした事業を実施するにあたっては、上記「母子保護の実施」を実施している施設であること、入所期間中より当該母子の状況をよく把握し、施設職員との関係性を有していること、入所時からの支援方針に一貫性を有していることを満たす、当該母子生活支援施設で実施することが不可欠である。

大阪市内では、北さくら園、南さくら園、リアン東さくらおよびボ・ドーム大念仏の4施設において「母子保護の実施」が行われており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約するものである。

※令和4年3月18日開催の契約事務審査会において付議済み

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課
(電話 06-6208-8050)

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」(つどいの広場 浅香東)

2 契約の相手方

社会福祉法人 堺あかり会

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業業務委託「一般型(ひろば型)」(つどいの広場 浅香東)の実施場所である浅香東保育園(もと大阪市立浅香東保育所。以下、「浅香東保育所」という。)については、本市施策である「公立保育所の民営化」における建替移管として、平成 29 年 6 月に移管先法人による施設の建設と民間移管を公表するとともに移管先法人を公募し、外部委員による「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」での審査を経て、平成 29 年 12 月に社会福祉法人堺あかり会が移管先法人として選定され、令和元年 12 月に移管が完了し、同法人が運営している。

公募にあたっては、浅香東保育所で実施していた本事業の継続的な実施を条件としていることから、移管先法人において施設建設の際には、本事業にかかる設備の整備を行い、本事業の運営を引き継ぎ、当該地域の子育て親子のニーズに配慮した事業を展開していることから、本事業を安定的かつ継続的に実施するには、引き続き上記相手方に委託することが望ましく、上記相手方との契約特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課

随意契約理由書

1 案件名称
令和4年度施設退所児童等社会生活・就労支援事業業務委託

2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

3 随意契約理由書

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活に必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第13条の3の3（児童虐待を受けた児童等に対する支援）において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」（平成24年6月）の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記2の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
 - 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリールームを開設し相談できる場所を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
 - 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
 - 4 有料職業紹介所を所持している。
- と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点（令和4年4月1日現在）では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

※令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8050）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度ひとり親家庭等日常生活支援事業及びエンゼルサポーター派遣事業

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

3 随意契約理由

『ひとり親家庭等日常生活支援事業』は、ひとり親家庭からの依頼に応じて家庭生活支援員を派遣することにより、子育て支援と生活援助を実施するものであり、依頼家庭と家庭生活支援員のマッチング手法を確立したうえでコーディネートを行い、さらに派遣する家庭生活支援員の専門性の向上を図ることが必要である。また、『エンゼルサポーター派遣事業』は、子育てについて不安感や負担感を抱く保護者支援を必要としている家庭において、支援対象の家庭の背景などを踏まえて適切な育児相談・支援を行うことが必要である。

ひとり親家庭等日常生活支援事業及びエンゼルサポーター派遣事業は区職員等との連携を綿密に行いながら事業目的に沿った支援・援助を行っていく事業であるため、ひとり親家庭の状況に関する識見を多く有しており、そのような家庭への支援などの経験も多く積んでいる公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会に委託することが適切である。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業に関しては、ひとり親家庭等のための施策であるため、国通知により事業の委託を行う際には地域の母子・父子福祉団体等を積極的に活用することが推奨されており、市要綱第8条第2項において、ひとり親家庭等へ派遣される家庭生活支援員についても母子家庭の母及び寡婦を積極的に選定すること、という規定を設けている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課 (電話 06-6208-8035)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」

2 契約の相手方

社会福祉法人西淀川福社会 理事長 門谷 充男

3 随意契約理由

大阪市立佃保育所では、保育所内において、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報提供や子育てについての実践指導、子育てサークルの開催など多様な子育て支援事業を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とした子育て支援拠点事業を実施していたが、委託先法人による運営を行うこととし、公募の結果、令和元年12月に社会福祉法人向日葵福社会が委託先法人として選定され、令和3年4月1日から委託先法人による運営を行っている。

大阪市立佃保育所の運営委託化に伴い、保育所と一体で行っていた本事業について、保育所運営業務の委託先である同法人に委託することが合理的であり、公募選定にあたり本事業の実施を条件と付していたことから、選定後の令和2年度に引継ぎ・共同保育を実施し、本事業について委託先法人への引継ぎを行った。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記2の相手方と随意契約とし、業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課 （電話 06-6208-7574）

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度児童虐待防止対策研修事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市浪速区日本橋5丁目14-10 松竹ビル6階C
特定非営利活動法人 児童虐待防止協会
理事長 津崎 哲郎

3 随意契約理由

本事業で実施する研修は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関を担っている各区役所子育て支援室職員の専門性向上のために実施しており、児童福祉の現場での経験がない職員に対しても研修を行うため、児童福祉の基礎的な知識だけでなく、本市の現状等も把握した上で、研修を行うことが必要である。特定非営利活動法人児童虐待防止協会は、児童虐待防止事業に不可欠な児童福祉や法律、心理についての専門性の高いスタッフを一定規模確保しており、それぞれのニーズに応じた人材をコーディネートし、国が提示するカリキュラムの履行だけでなく、本市の要対協や児童虐待についての現状等について把握し、本市にあった実践的な研修を実施できる。以上により、児童虐待防止協会は本事業を適切に運営し、目的を達することができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課 （電話 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度児童家庭支援センター運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社 理事長 長野 泰信

3 随意契約理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成9年法律第74号）により、被虐待を始めとする様々な児童及び家庭について、市民からの相談等に応じる機関として児童家庭支援センターが創設された。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）において、児童虐待の早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童の迅速かつ適切な保護のため、関係機関及び民間団体との連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制整備に努めることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

このような状況を踏まえ、本市としても児童虐待対策の推進計画に基づき、児童相談所（こども相談センター）と連携する児童家庭支援センターを、平成13年4月1日付けで、社会福祉法人博愛社に対して設置認可を行ったところである。

平成13年以降、適正に運営されており、大阪市内における児童家庭支援センターの唯一の認可施設であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人博愛社と「児童家庭支援センター運営事業委託」を随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市母子父子寡婦福祉貸付金債権管理回収等業務（概算契約）

2 契約の相手方

リボーン債権回収株式会社

3 随意契約理由

本案件は、母子父子寡婦貸付金についての債権回収業務を行うものであり、令和元年度に公募型指名競争入札にて上記事業者による業者決定したものである。

回収が困難な債権については、調査や納付交渉に時間がかかるため、実際に支払いにたどり着くまで相当の期間を要し、その後分割で支払いが始まる。分割支払い中においても完済に至るまで継続して納付催促する必要があるため、毎年事業者が変更された場合、年度当初から安定的な役務の提供を行うことが困難となることが考えられる。

このようなことから、本契約については当初の公募条件として、事業の趣旨・目的が適切に実現され、安定的かつ十分な実績が認められた場合については、2回（令和4年度）を限度に特名随意契約を行うことができることとしており、本契約については、これまでの履行に関して安定的な事業運営が認められ、かつ十分な実績を有していると認められることから、本事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話：06-6208-8035）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度要保護児童対策地域協議会機能強化事業（SV派遣）業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市浪速区日本橋5丁目14-10 松竹ビル6階C

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

理事長 津崎 哲郎

3 随意契約理由

本事業は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し、関係機関に対する研修、要対協の運営面に関する継続的な支援等を行うものである。本事業を委託する事業者は、福祉だけでなく心理や法律、保育等といった様々な分野にかかる豊富な知識、経験を有している専門スタッフを擁している必要がある。その理由として、児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待と多岐に渡り、児童虐待に関する課題、危険度に応じて求められる対応がケースによって異なってくるものが挙げられる。そのような状況下、各区のニーズや疑問、個別相談に対して十分に対応するためには、複数の分野のスタッフを擁している必要がある。また、本事業は大阪市内のすべての各区役所で実施しており、各区の様々なニーズに対して区と協議し、需要に見合ったスタッフを選定し、派遣することが出来る必要がある。特定非営利活動法人児童虐待防止協会は、児童虐待防止事業に不可欠な児童福祉や法律、心理についての専門性の高いスタッフを一定規模確保しており、それぞれのニーズに応じた人材をコーディネートし、区役所からの要請に応じて講師を派遣できる体制を確立している。さらに、他の自治体においても現在調査している中では児童虐待防止協会でしかスーパーバイザーの派遣の実施が見受けられない。以上により、児童虐待防止協会は本事業を適切に運営し、要対協運営の継続的な支援等の目的を達することができる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話 06-6208-8032）